

- 二 考案者の氏名及び住所又は居所
願書には、明細書、実用新案登録請求の範囲、図面及び要約書を添付しなければならない。
一 考案の名称

二 図面の簡単な説明

三 考案の詳細な説明

前項第三号の考案の詳細な説明は、経済産業省令で定めるところにより、その考案の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができる程度に明確かつ十分に、記載しなければならない。

第二項の実用新案登録請求の範団には、請求項目に区分して、各請求項ごとに実用新案登録出願人が実用新案登録を受けようとする考案を特定するため必要と認める事項のすべてを記載しなければならない。この場合において、一つの請求項に係る考案と他の請求項に係る考案とが同一である記載となることを妨げない。

第二項の実用新案登録請求の範団の記載は、次の各号に適合するものでなければならぬ。

一 実用新案登録を受けようとする考案が考案の詳細な説明に記載したものであること。

二 実用新案登録を受けようとする考案が明確であること。

三 請求項ごとの記載が簡潔であること。

四 その他経済産業省令で定めるところにより記載されていること。

七 第二項の要約書には、明細書、実用新案登録請求の範団又は図面に記載した考案の概要その他経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。

第六条 二以上の考案については、経済産業省令で定める技術的関係を有することにより考案の單一性の要件を満たす一群の考案に該当するときは、一の願書で実用新案登録出願をすることができる。
(補正命令)

第六条の二 特許府長官は、実用新案登録出願が次の各号の一に該当するときは、相当の期間を指定して、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範団又は図面について補正をすべきことを命ずることができる。
一 その実用新案登録出願に係る考案が物品の形状、構造又は組合せに係るものでないと

- 二 その実用新案登録出願に係る考案が第四条の規定により実用新案登録をすることができないものであるとき。

三 その実用新案登録出願が第五条第六項第四号又は前条に規定する要件を満たしていないとき。

四 その実用新案登録出願の願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは図面に必要な事項が記載されておらず、又はその記載が著しく不明確であるとき。

(先願)

第七条 同一の考案について異なる日に二以上の実用新案登録出願があつたときは、最先の実用新案登録出願人のみがその考案について実用新案登録を受けることができる。

2 同一の考案について同日に二以上の実用新案登録出願があつたときは、いずれも、その考案について実用新案登録を受けることができない。

3 実用新案登録出願に係る考案と特許出願に係る発明とが同一である場合において、その実用新案登録出願及び特許出願が異なる日にされたものであるときは、実用新案登録出願人は、特許出願人より先に出願をした場合にのみその考案について実用新案登録を受けることができる。

4 実用新案登録出願又は特許出願が放棄され、取り下げられ、又は却下されたときは、その実用新案登録出願又は特許出願は、前三項の規定の適用については、初めからなかつたものとみなす。

5 特許出願について拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定したときは、その特許出願は、第三項の規定の適用については、初めからなかつたものとみなす。ただし、その特許出願について特許法第三十九条第一項後段の規定に該当することにより拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定したときは、この限りでない。

6 特許法第三十九条第四項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、実用新案登録出願人は、その考案について実用新案登録を受けることができない。
(実用新案登録出願等に基づく優先権主張)

第八条 実用新案登録を受けようとする者は、次に掲げる場合を除き、その実用新案登録出願に係る考案について、その者が実用新案登録又は特許を受ける権利を有する実用新案登録出願又

- は特許出願であつて先にされたもの（以下「先の出願」という。）の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面（先の出願が特許法第三十六条の二第二項の外国语書面出願である場合にあつては、同条第一項の外国语書面）に記載された考案に基づいて優先権を主張することができる。ただし、先の出願について仮専用実施権を有する者があるときは、その実用新案登録出願の際に、その承諾を得ている場合に限る。

一 その実用新案登録出願が先の出願の日から一年以内にされたものでない場合（その実用新案登録出願が故意に先の出願の日から一年以内にされなかつたものでないと認められる場合であつて、かつ、その実用新案登録出願が経済産業省令で定める期間内に経済産業省令で定めるところによりされたものである場合を除く。）

二 先の出願が第十一条第一項において準用する特許法第四十四条第一項の規定による実用新案登録出願の分割に係る新たな実用新案登録出願若しくは第十条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係る特許出願又は同法第四十六条の二第一項の規定による実用新案登録に基づく特許出願である場合

三 先の出願が、その実用新案登録出願の際に、放棄され、取り下げられ、又は却下されている場合

四 先の出願について、その実用新案登録出願の際に、査定又は審決が確定している場合

五 先の出願について、その実用新案登録出願の際に、第十四条第二項に規定する設定の登録がされている場合

前項の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願に係る考案のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面（当該先の出願が特許法第三十六条の二第二項の外国语書面出願である場合にあつては、同条第一項の外国语書面）に記載された考案（当該先の出願が前項若しくは同法第四十一条第一項の規定による優先権の主張又は同法第四十三条第一項、第四十三条の

- 二第一項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）若しくは第四十三条の三第一項若しくは第二項（これらの規定を第十一項において準用する場合を含む。）の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願の際の書類（明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面に相当するものに限る。）に記載された出願を除く。）についての第三条、第四条第一項において準用する同法第三十条第一項及び第四項並びに第七十二条、意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）第二十一条、第三十一条第二项及び第三十二条第二項並びに商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第二十九条並びに第三十三条の二第三項及び第三十三条の三第三項（これらの規定を同法第六十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、当該実用新案登録出願は、当該先の出願の時にされたもののみなす。

一 実用新案登録に係る考案と特許に係る発明
　　とが同一である場合において、特許を無効に
　　した場合における原特許権者

二 特許を無効にしてその発明と同一の考案に
　　ついて正当権利者に実用新案登録をした場合
　　における原特許権者

三 前二号に掲げる場合において、特許無効審
　　判の請求の登録の際現にその無効にした特許
　　に係る特許権についての専用実施権又はその
　　特許権若しくは専用実施権についての通常実
　　施権を有する者

当該実用新案権者又は専用実施権者は、前項
の規定により通常実施権を有する者から相当の
対価を受ける権利を有する。

(不実施の場合の通常実施権の設定の裁定)

第二十一条 登録実用新案の実施が継続して三年
以上日本国内において適当にされていないとき
は、その登録実用新案の実施をしようとする者
は、実用新案権者又は専用実施権者に対し通常
実施権の許諾について協議を求めることができ
る。ただし、その登録実用新案に係る実用新案
登録出願の日から四年を経過していないとき
は、この限りでない。

前項の協議が成立せず、又は協議をすること
ができるときは、その登録実用新案の実施を
しようとする者は、特許庁長官の裁定を請求す
ることができる。

特許法第八十四条から第九十一条の二まで
(裁定の手続等) の規定は、前項の裁定に準用
する。

実施権の設定の裁定

第二十二条 実用新案権者又は専用実施権者は、
　　その登録実用新案が第十七条に規定する場合に
　　該当するときは、同条の他人に対しその登録実
　　用新案の実施をするための通常実施権又は特許
　　権若しくは意匠権についての通常実施権の許諾
　　について協議を求めることができる。

前項の協議を求められた第十七条の他人は、
　　その協議を求めた実用新案権者又は専用実施権
　　者に対し、これらの者がその協議により通常実
　　施権又は特許権若しくは意匠権についての通常
　　実施権の許諾を受けて実施をしようとする登録
　　実用新案の範囲内において、通常実施権の許諾
　　について協議を求めることがある。

3 第一項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、実用新案権者又は専用実施権者は、特許庁長官の裁定を請求することができる。

4 第二項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、実用新案権者又は専用実施権者は、特許法第八十四条の規定によりその者が答弁書を提出すべき期間として特許庁長官が指定した期間内に限り、特許庁長官の裁定を請求することができる。

5 特許庁長官は、第三項又は前項の場合において、当該通常実施権を設定することが第十七条の他人又は実用新案権者若しくは専用実施権者の利益を不当に害することとなるときは、当該通常実施権を設定すべき旨の裁定をすることはできない。

6 特許庁長官は、前項に規定する場合のほか、第四項の場合において、第三項の裁定の請求について通常実施権を設定すべき旨の裁定をしないときは、当該通常実施権を設定すべき旨の裁定をすることができない。

7 特許法第八十四条、第八十四条の二、第八十五条第一項及び第八十六条から第九十一条の二まで（裁定の手続等）の規定は、第三項又は第四項の裁定に準用する。

（公共の利益のための通常実施権の設定の裁定）

第二十三条 登録実用新案の実施が公共の利益のために特に必要であるときは、その登録実用新案の実施をしようとする者は、実用新案権者又は専用実施権者に対し通常実施権の許諾について協議を求めることができる。

2 前項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、その登録実用新案の実施をしようとする者は、経済産業大臣の裁定を請求することができる。

3 特許法第八十四条、第八十四条の二、第八十五条第一項及び第八十六条から第九十一条の二まで（裁定の手続等）の規定は、前項の裁定に準用する。

（通常実施権の移転等）

第二十四条 通常実施権は、第二十一条第二項、第二十二条第三項若しくは第四項若しくは前条第二項、特許法第九十二条第三項又は意匠法第三十三条第三項の裁定による通常実施権を除き、実施の事業ととともにする場合、実用新案権者（専用実施権につき、この通常実施権につき）

は、実用新案権者及び専用実施権者)の承諾を得た場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる。

2 通常実施権者は、第二十二条第二項、第二十三条第三項若しくは第四項若しくは前条第二項、特許法第九十二条第三項又は意匠法第三十三条第三項の裁定による通常実施権を除き、実用新案権者(専用実施権についての通常実施権にあっては、実用新案権者及び専用実施権者の承諾を得た場合に限り、その通常実施権について質権を設定することができる)。

3 第二十二条第二項又は前条第二項の裁定による通常実施権は、実施の事業とともにする場合に限り、移転することができる。

4 第二十二条第三項、特許法第九十二条第三項又は意匠法第三十三条第三項の裁定による通常実施権は、その通常実施権者の当該実用新案権、特許権、特許権又は意匠権が実施の事業とともに移転したときはこれらに従つて移転し、その実用新案権、特許権又は意匠権が実施の事業と分離して移転したとき、又は消滅したときは消滅する。

5 第二十二条第四項の裁定による通常実施権は、その通常実施権者の当該実用新案権、特許権又は意匠権に従つて移転し、その実用新案権、特許権又は意匠権が消滅したときは消滅する。

(質権)

第二十五条 実用新案権、専用実施権又は通常実施権を目的として質権を設定したときは、質権者は、契約で別段の定をした場合を除き、当該登録実用新案の実施をすることができない。

2 特許法第九十六条(物上代位)の規定は、実用新案権専用実施権又は通常実施権を目的とする質権に準用する。

3 特許法第九十八条第一項第三号及び第二項(登録の効果)の規定は、実用新案権又は専用実施権を目的とする質権に準用する。

(特許法の準用)

第二十六条 特許法第六十九条第一項及び第二項、第七十条から第七十二条の二まで(特許権の効力が及ばない範囲及び特許発明の技術的範囲)、第七十三条(共有)、第七十六条(相続人)、第七十七条(特許権の消滅)、第七十九条(先使用による通常実施権)、第七十九条の二(先使用による通常実施権)の規定は、実用新案権又は専用実施権の登録前の実施による通常実施権、特許権の移転の登録前の実施による通常実施権、第八十一条、第八十二条(意匠権の子規則開設請求)

(差止請求権) 第二節 権利侵害

第二十七条 実用新案権者又は専用実施権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物(プログラム等(特許法第二条第四項に規定するプログラム等をいう。次条において同じ。))を含む。以下同じ。)の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。

(侵害とみなす行為)

第二十八条 次に掲げる行為は、当該実用新案権又は専用実施権を侵害するものとみなす。

一 業として、登録実用新案に係る物品の製造にのみ用いる物の生産、譲渡等(譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。以下同じ。)若しくは輸入又は譲渡等の申出(譲渡等のための展示を含む。以下同じ。)をする行為

二 登録実用新案に係る物品の製造に用いる物(日本国内において広く一般に流通しているものを除く。)であつてその考案による課題の解決に不可欠なものにつき、その考案が登録実用新案であること及びその物がその考案の実施に用いられることを知りながら、業として、その生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為

三 登録実用新案に係る物品を業としての譲渡、貸渡し又は輸出のために所持する行為(損害の額の推定等)

第二十九条 実用新案権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の実用新案権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為を組成した物品を譲渡したときは、次の各号に掲げる額の合計額を、実用新案権者又は専用実施権者が受けた損害の額とすることができる。

一 実用新案権者又は専用実施権者がその侵害の行為がなければ反対することができた場合の効果の発現による損害の額の推定等)

の単位数量当たりの利益の額に、自己の実用新案権又は専用実施権を侵害した者に故意又は重大な過失がなかったときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるについて、該実用新案権者が販売する施権者の実施の能力に応じた数量（同号において「実施相応数量」という。）を超えない部分（その全部又は一部に相当する数量（次号において「譲渡数量」という。）のうち当該実用新案権者又は専用実施権者の実施の能力に応じた数量（同号において「特定数量」という。）を控除した数量（同号において「特定数量」という。）を乗じて得た額）譲渡数量のうち実施相応数量を超える数量又は特定数量がある場合（実用新案権者又は専用実施権者が、当該実用新案権者の実用新案権についての専用実施権の設定若しくは通常実施権の許諾又は当該専用実施権者の専用実施権についての通常実施権の許諾をし得たと認められない場合を除く。）におけるこれらの数量に応じた当該実用新案権又は専用実施権に係る登録実用新案の実施に対し受ける実害の額に相当する額）又はその過失により自己の実用新案権又は専用実施権を侵害した者に対する損害の額と推定する。

3 実用新案権者又は専用実施権者は、故意又は過失により自己の実用新案権又は専用実施権を侵害した者に対し、その登録実用新案の実施に對し受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を請求することができる。

4 裁判所は、第一項第二号及び前項に規定する登録実用新案の実施の対価について、当該実用新案権又は専用実施権の侵害があつたことを前提として当該実用新案権又は専用実施権を侵害した者との間で合意をするとしたならば、当該実用新案権者又は専用実施権者が得ることとなるその対価を考慮することができる。

5 第三項の規定は、同項に規定する金額を超える損害の請求を妨げない。この場合には、実用新案権又は専用実施権の侵害に準用する。

第二十九条の二 実用新案権者又は専用実施権者等の責任

（実用新案技術評価書の提示）
は、その登録実用新案に係る実用新案技術評価書を提示して警告をした後でなければ、自己の実用新案権又は専用実施権の侵害者等に対し、その権利を行使することができない。

第二十九条の三 実用新案権者又は専用実施権者が侵害者等に対しその権利を行使し、又はその警告をした場合において、実用新案登録を無効にすべき旨の審決（第三十七条第一項第六号に掲げる理由によるものを除く。）が確定したときは、その者は、その権利の行使又はその警告により相手方に与えた損害を賠償する責めに任ざる。ただし、実用新案技術評価書の実用新案技術評価（当該実用新案登録出願に係る考案又は登録実用新案が第三条第一項第三号及び第二項（同号に掲げる考案に係るものに限る。）、第三条の二及び第七条第一項から第三項まで及び第六項の規定により実用新案登録をすることができる旨の評価を受けたものを除く。）に基づきその権利を使し、又はその警告をしたとき、その他相当の注意をもつてその権利を使し、又はその警告をしたときは、この限りでない。

2 前項の規定は、前項の規定は、実用新案登録出願の願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面についていた第十四条の二第一項又は第七項の訂正により実用新案権の設定の登録の際ににおける実用新案登録請求の範囲に記載された考案の範囲に含まれないこととなつた考案についての権利を行使し、又はその警告をした場合にない。

第三十一条 実用新案権の設定の登録を受ける者又は実用新案権者は、登録料として、実用新案権の設定の登録の日から第十五条に規定する存続期間の満了の日までの各年にについて、一件ごとに、一万八千円を超えない範囲内で政令で定める額に一請求項につき九百円を超えない範囲内で政令で定める額を加えた額を納付しなければならない。

第三十二条 登録料

（登録料）
前項の規定は、国に属する実用新案権には、適用しない。

3 第一項の登録料は、実用新案権が国又は第三十二条の二の規定若しくは他の法令の規定による登録料の軽減若しくは免除（以下この項において「減免」という。）を受ける者を含む者の共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、第一項の規定にかかわらず、国以外の各共同者ごとに同項に規定する登録料の金額（減免を受ける者にあつては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、国外の者がその額を納付しなければならない。

4 前項の規定により算定した登録料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5 第一項の登録料の納付は、経済産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。ただし、経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定める現金をもつて納めることができる。

第三十三条 登録料の追納

（登録料の追納）
前項の規定により登録料を追納する実用新案権者は、第三十二条第一項の規定による納付の猶予後の期間内に登録料を納付することができないときは、その期間が経過した後であつても、その期間の経過後六月以内にその登録料を追納し、又はその納付を猶予することができる。

2 前項の規定により登録料を追納する実用新案権者は、第三十二条第一項の規定による納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。ただし、当該実用新案権者がその責めに帰することができない理由により第三十二条第二項に規定する期間又は前条の規定による納付の猶予後の期間内にその登録料を納付することができないときは、その割増登録料を納付することを要しない。

3 前項の割増登録料の納付は、経済産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。ただし、経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定める現金をもつて納めることができる。

4 実用新案権者が第一項の規定により登録料を追納することができる期間内に第三十一条第一項の規定による出願と同時に（第十条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更又は第十一条第一項において準用する特許法第四十四条第一項の規定による出願の分割があつた場合にあつては、その

いて、実用新案権又は専用実施権を侵害した者に故意又は重大な過失がなかったときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるについて、これを参考することができる。

（次に掲げる決定又は審決が確定した」とあるのは「第一号に掲げる審決が確定した又は第三号に掲げる訂正があった」と、「当該決定又は審決が確定した」とあるのは「当該審決が確定した又は訂正があった」と、同条第三号中「訂正すべき旨の決定又は審決」とあるのは「実用新案法第十四条の二第一項又は第七項の訂正」と読み替えるものとする。

第三節 登録料

（登録料）
特許庁長官は、登録料を納付すべき者の請求により、三十日以内を限り、第一項に規定する期間を延長することができる。
登録料は、前年以前に納付しなければならない。特許庁長官は、登録料を納付すべき者の請求により、三十日以内を限り、第一項に規定する期間を延長することができる。
登録料を納付する者がその責めに帰することができる理由により前項の規定により延長され内にその登録料を納付することができないときは、第一項及び前項の規定にかかるわらす、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後に六月以内にその登録料を納付することができない。

3 特許庁長官は、登録料を納付すべき者の請求により、三十日以内を限り、第一項に規定する期間を延長することができる。
登録料を納付する者がその責めに帰すことができる理由により前項の規定により延長され内にその登録料を納付することができないときは、第一項及び前項の規定にかかるわらす、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後に六月以内にその登録料を納付することができない。

4 登録料を納付する者がその責めに帰すことができる理由により前項の規定により延長され内にその登録料を納付することができないときは、第一項及び前項の規定にかかるわらす、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後に六月以内にその登録料を納付することができない。

5 特許庁長官は、登録料を納付すべき者の請求により、三十日以内を限り、第一項に規定する期間を延長することができる。
登録料は、前年以前に納付しなければならない。特許庁長官は、登録料を納付すべき者の請求により、三十日以内を限り、第一項に規定する期間を延長することができる。
登録料を納付する者がその責めに帰すことができる理由により前項の規定により延長され内にその登録料を納付することができないときは、第一項及び前項の規定にかかるわらす、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後に六月以内にその登録料を納付することができない。

6 出願の変更又は出願の分割と同時に、一時に納付しなければならない。

開の翻訳文に代えて、当該補正後の請求の範囲の翻訳文を提出することができる。

国内書面提出期間（第一項ただし書の外国语実用新案登録出願にあつては、翻訳文提出特例実用新案登録出願にあつては、翻訳文提出特例実用新案登録出願にあつて同じ。）内に第一項期間（以下この条において同じ。）に規定する明細書の翻訳文及び前二項に規定する請求の範囲の翻訳文（以下「明細書等翻訳文」という。）の提出がなかつたときは、その国際実用新案登録出願は、取り下げられたものとみなす。

前項の規定により取り下げられたものとみなされた国際実用新案登録出願の出願人は、当該明細書等翻訳文を提出することができるようになつた日から二月以内で国内書面提出期間の経過後一年以内に限り、經濟産業省令で定めるところにより、明細書等翻訳文並びに第一項に規定する図面及び要約の翻訳文を特許庁長官に提出することができる。ただし、故意に、国内書面提出期間内に当該明細書等翻訳文を提出しなかつたと認められる場合は、この限りでない。

前項の規定により提出された翻訳文は、国内書面提出期間が満了する時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

第一項に規定する請求の範囲の翻訳文を提出した出願人は、条約第十九条（1）の規定に基づく補正をしたときは、国内書面提出期間が満了する時（国内書面提出期間内に出願人が条約第二十三条（2）又は第四十条（2）の規定による請求（以下「国内処理の請求」という。）をするときは、その国内処理の請求の時。以下「国内処理基準時」という。）の属する日までに限り、当該補正後の請求の範囲の日本語による翻訳文を更に提出することができる。

（書面の提出及び補正命令等）

第四十八条の五 国際実用新案登録出願の出願人

特許法第一百八十四条の七第三項本文の規定は、第二項又は前項に規定する翻訳文が提出されなかつた場合に準用する。

出願人の氏名又は名称及び住所又は居所を記載した書面を特許庁長官に提出しなければならない。

出願人の氏名又は名称及び住所又は居所を記載した書面を特許庁長官に提出しなければならない。

特許庁長官は、次に掲げる場合は、相当の期間を指定して、手続の補正をすべきことを命ぜることができる。

（書面の提出及び補正命令等）

第四十八条の六 国際実用新案登録出願の出願人

特許法第一百八十四条の七第三項本文の規定は、第二項又は前項に規定する翻訳文が提出されなかつた場合に準用する。

（書面の提出及び補正命令等）

第四十八条の七 国際実用新案登録出願の出願人

特許法第一百八十四条の七第三項本文の規定は、第二項又は前項に規定する翻訳文が提出されなかつた場合に準用する。

（書面の提出及び補正命令等）

第四十八条の八 国際実用新案登録出願に係る請求の範囲及び外國語実用新案登録出願に係る請求の範囲

（補正の特例）

（補正の特例）

第四十八条の九 第三項の二に規定する他の実用新案登録出願又は特許出願が国際実用新案登録出願又は特許法第一百八十四条の三第二項の国際特許出願である場合における第三条の二の規定の適用については、同条中「他の実用新案登録出願又は特許出願であつて」とあるのは「他の実用新案登録出願又は特許出願（第四十八条の四第三項又は特許法第一百八十四条の四第三項の規定により取り下げられたものとみなされた第二项第一項の規定により納付すべき登録料及び第五十四条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後でなければ、国内処理の請求をすることができない。（国際出願に係る願書、明細書等の効力等）

（補正の特例）

第四十八条の十 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の十一 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の十二 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の十三 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の十四 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の十五 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の十六 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の十七 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の十八 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の十九 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の二十 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の二十一 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の二十二 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の二十三 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の二十四 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の二十五 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の二十六 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の二十七 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の二十八 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の二十九 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の三十 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の三十一 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の三十二 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の三十三 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の三十四 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の三十五 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の三十六 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の三十七 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の三十八 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の三十九 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の四十 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の四十一 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の四十二 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の四十三 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の四十四 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の四十五 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の四十六 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の四十七 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の四十八 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の四十九 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の五十 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の五十一 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の五十二 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の五十三 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の五十四 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の五十五 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の五十六 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の五十七 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の五十八 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の五十九 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の六十 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の六十一 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の六十二 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の六十三 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の六十四 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の六十五 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の六十六 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の六十七 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の六十八 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の六十九 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の七十 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の七十一 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の七十二 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の七十三 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の七十四 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の七十五 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の七十六 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の七十七 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の七十八 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の七十九 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の八十 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の八十一 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の八十二 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の八十三 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の八十四 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の八十五 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の八十六 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の八十七 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の八十八 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の八十九 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の九十 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の九十一 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の九十二 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の九十三 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の九十四 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の九十五 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の九十六 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の九十七 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の九十八 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の九十九 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の一百 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の一百一 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の一百二 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の一百三 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の一百四 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の一百五 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の一百六 国際実用新案登録出願について

（補正の特例）

第四十八条の一百七 国際実用新案登録出願について

ワシントンで作成された特許協力条約第二十一
条に規定する国際公開が」とする。

3 外国語実用新案登録出願についての第八条第三項の規定の適用については同項中「実用新案登録出願の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面」とあるのは、「第四十八条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、「実用新案掲載公報の発行が」とあるのは、「実用新案掲載公報の発行又は一千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開が」とする。

4 第八条第一項の先の出願が国際実用新案登録出願又は特許法第八十四条の三第二項の国際特許出願である場合における第八条第一項から第三項まで及び第九条第一項の規定の適用については、第八条第一項及び第二項中「願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面」とあるのは、「第四十八条の四第一項又は特許法第八十四条の四第一項における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、同条第三項中「先の出願の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面」とあるのは、「先の出願の第八十八条第一項又は特許法第八十四条の四第六項若しくは特許法第八十条第一項における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、「出願公開」とあるのは、「一千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十二条に規定する国際公開」と、第九条第一項中「その出願の日から経済産業省令で定める期間を経過した時」とあるのは、「第四十八条の四第六項若しくは特許法第八十四条の四第六項若しくは特許法第八十条第一項若しくは同法第八十一条の四第一項の国際出願日から経済産業省令で定める期間を経過した時のいずれか遅い時」とする。

(出願の変更の特例)

第四十八条の十一 特許法第八十四条の三第一項又は第八十四条の二十第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願の実用新案登録出願への変更については、同法第八十四条及び同法第八十四条の五第一項の規定

による手続をし、かつ、同法第一百九十五条第二項に規定する国際公開が」とする。

3 外国語実用新案登録出願についての第八条第三項の規定の適用については同項中「実用新案登録出願の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面」とあるのは、「第四十八条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、「実用新案掲載公報の発行が」とあるのは、「実用新案掲載公報の発行又は一千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開が」とする。

3 第四十八条の十一 国際実用新案登録出願の第一年から第三年までの各年の登録料の納付については、第三十二条第一項中「実用新案登録出願と同時」とあるのは、「第四十八条の四第一項に規定する国内書面提出期間内(同条第六項に規定する国内処理の請求をした場合にあつては、その国内処理の請求の時まで)」とする。

(実用新案技術評価の請求の時期の制限)

第四十八条の十二 国際実用新案登録出願に係る実用新案技術評価の請求については、第十二条第一項中「何人も」とあるのは、「第四十八条の四第六項に規定する国内処理基準時を経過した後、何人も」とする。

(訂正の特例)

3 第四十八条の十三 外国語実用新案登録出願に係る第十四条の二第一項の規定による訂正については、同条第三項中「願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面」とあるのは、「第四十八条の四第一項における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とする。

(無効理由の特例)

第四十八条の十四 外国語実用新案登録出願に係る実用新案登録無効審判については、第三十七条第一項第一号中「その実用新案登録が第二条の二第二項に規定する要件を満たしていない補正をした実用新案登録出願に対するされたとき」とあるのは、「第四十八条の四第一項の外國語実用新案登録出願に係る実用新案登録の願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面に記載した事項が同項の国際出願における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内外にないとき」とする。

(特許法の準用)

3 第四十八条の十五 特許法第八十四条の七(日本語特許出願に係る条約第十九条に基づく補正)及び第百八十四条の八第一項から第三項まで(条約第三十四条に基づく補正)の規定は、国際実用新案登録出願の条約に基づく補正に準用する。この場合において、同法第一百八十四条及び同法第八十四条の五第一項の規定

による手続をし、かつ、同法第一百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後(同法第一百八十四条の二十第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願については、同項に規定する決定の後)でなければならない。

2 特許法第八十四条の十一(在外者の特許代理人の特例)の規定は、国際実用新案登録出願に規定する決定期間後でなければすることができない。

3 第四十八条の十二 国際実用新案登録出願の第一年から第三年までの各年の登録料の納付については、第三十二条第一項中「実用新案登録出願と同時」とあるのは、「第四十八条の四第一項に規定する国内書面提出期間内(同条第六項に規定する国内処理の請求をした場合にあつては、その国内処理の請求の時まで)」とする。

(実用新案登録出願とみなされる国(決定により実用新案登録出願とみなされる国に準用する)。

3 第四十九条 次に掲げる事項は、特許庁に備える実用新案原簿に登録する。

一 実用新案権の設定、移転、信託による変更、消滅、回復又は処分の制限

二 専用実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限

三 実用新案権又は専用実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限

一 実用新案原簿は、その全部又は一部を磁気データ(これに準ずる方法により一定の事項を確定的に記録して置くことができる物を含む。以下同じ。)をもつて調製することができる。

二 この法律に規定するもののほか、登録に関する必要な事項は、政令で定める。

(実用新案登録証の交付)

3 第五十条 特許庁長官は、実用新案権の設定の登録、第十四条の二第一項の訂正又は第十七条の二第一項の規定による請求に基づく実用新案権の移転の登録があつたときは、実用新案権者に對し、実用新案登録証を交付する。

2 実用新案登録証の再交付については、経済産業省令で定める。

(二以上の請求項に係る実用新案登録又は実用新案権についての特則)

2 第五十条の二 二以上の請求項に係る実用新案登録又は実用新案権についての第十二条第二項、第十四条の二第二項、第二十六条において準用する特許法第九十七条第一項若しくは第九十八条第一項第一号、第三十四条第一項第三号、第三十七条第三項、第四十一条において準用する同法第一百二十五条、第四十一条において准用する第五十条第一項第一号又は第五十三条第二項において准用する同法第一百九十三条第二項第五号の規定について、請求項ごとに

の七第二項及び第一百八十四条の八第二項中「第百八十四条の九第六項、第一百八十四条の十二第一項及び第一百八十四条の十四の規定は、前項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願に準用する。この場合において、これらの規定の準用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 第八章 雜則

(実用新案原簿の登録)

第四十九条 次に掲げる事項は、特許庁に備える実用新案原簿に登録する。

一 実用新案権の設定、移転、信託による変更、消滅、回復又は処分の制限

二 専用実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限

三 実用新案権又は専用実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限

一 実用新案原簿は、その全部又は一部を磁気データ(これに準ずる方法により一定の事項を確定的に記録して置くことができる物を含む。以下同じ。)をもつて調製することができる。

二 この法律に規定するもののほか、登録に関する必要な事項は、政令で定める。

(実用新案登録証の交付)

3 第五十条 特許庁長官は、実用新案権の設定の登録、第十四条の二第一項の訂正又は第十七条の二第一項の規定による請求に基づく実用新案権の移転の登録があつたときは、実用新案権者に對し、実用新案登録証を交付する。

2 実用新案登録証の再交付については、経済産業省令で定める。

(二以上の請求項に係る実用新案登録又は実用新案権についての特則)

2 第五十条の二 二以上の請求項に係る実用新案登録又は実用新案権についての第十二条第二項、第十四条の二第二項、第二十六条において準用する特許法第九十七条第一項若しくは第九十八条第一項第一号、第三十四条第一項第三号、第三十七条第三項、第四十一条において準用する同法第一百二十五条、第四十一条において准用する第五十条第一項第一号又は第五十三条第二項において准用する同法第一百九十三条第二項第五号の規定について、請求項ごとに

いて審判を請求号) 第一条の規定による改
することができ正後の特許法(以下「平成

る。二十三年改正特許法」とい
う。第二項及び第三項の規定により請求書の規定は、前補正を許可するときは、その審判の請求の補正に係る手続補正書の副本を被請求人に送達し、

Digitized by srujanika@gmail.com

他の請求項の記載を引用しないものとすること。

2 二以上の請求項に係る願書に添付した明細書のうち第五条第三項第四号に掲げる事項の訂正をする場合には、請求項ごとに前項の訂正の請求をすることがで

第一項又は第四十八条の十二第一項の審判が請求項ごとに請求された場合につきる。ただし、第三十七条第一項は、請求項ごとに前項の場合は、請求項ごとに前項の訂正の請求をしなければならない。

3 前項の場合において、当該請求項の中に一群の請求項があるときは、当該一群の請求項ごとに当該請求をしなければならない。

4 審判長は、第一項の訂正の請求書及びこれに添付した書名を送達されられた訂正した明細書又は図面を受理したときは、これら副本を請求人に送達しなければならない。

5 審判官は、第一項の訂正の請求が同項ただし書名に掲げる事項を目的とせず、又は第九項において読み替えて準用する第三十九条第五項から第七項までの規定に適合しないことについて、当事者又は参加人が申し立てない理由についても、審理することができる。この場合において、当該理由により訂正の請求を認めないときは、審判長は、審理の結果を当事者及び参加人に通知し、相当の期間を指定して、意見を申し立てた機会を与えるべきである。

6 第一項の訂正の請求がされた場合において、その審判事件において先にした

訂正の請求があるときは、
当該先の請求は、取り下げ

第一項の訂正の請求は
同項の訂正の請求書に添付された訂正した明細書マでは
は面圖について第五十五冬条
第二項において読み替えて

(以下単に「登録異議の申立て」という)。又は第三十七条第一項の審判が」と、「その審決」とあるのは「その決定又は審決」と、「同項の審判の審決に対する」とあるのは「登録異議の申立てについての平成六年改正法附則第九条第二項において準用する平成六年改正特許法第百四十四条第二項の取消決定(以下単に「取消決定」という)」又は第三十七条第一項の審判の審決に対する」と、「審決の取消しの判決」とあるのは「取消決定又は審決の取消しの判決」とする。

4 平成十五年改正法の施行前に請求された登録異議の申立て又は旧実用新案法第三十七条第二項若しくは第四十八条の十二第一項の審判に係る平成六年改正法附則第九条第二項において準用する平成六年改正特許法第百四十四条第二項の取消決定又は審決に対する訴えが、平成十五年改正法の施行の際現に裁判所に係属している場合において、平成十五年改正法の施行後当該訴えについての判決が確定するまでの間ににおいて訂正をする実用新案登録に係る第二項において読み替えられた旧実用新案法第三十九条第三項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、第二項において読み替えられた旧実用新案法第三十九条第二項中「第三十七条第一項の審判が特許庁に係属したときからその審決が確定するまでの間は」とあるのは「特許法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第四十七号)附則第十四条の規定による改正前の特許法第百十三条の規定による改正後の特許法第百三十三条等の一部を改正する法律(平成六年法律第百十号)附則第九条第二項において準用する同法第六号)附則第九条第二項において準用する同法第二条の規定による改正後の特許法第百三十三条の登録異議の申立て又は第三十七条第一項若しくは第四十八条の十二第一項の審判が特許庁に係属している場合は」とし、同項ただし書の規定は、適用しない。

第五条 実用新案登録出願人は、この法律の施行の際に特許庁に係属している実用新案登録出願(その実用新案登録出願の日から五年六月を経過したものと除く)であつて、第三条の規定による改定後の実用新案法(以下「新実用新案法」という)の規定の適用を受けるものとして、通商産業省令で定めるところにより、特許庁長官に届け出たもの(以下「旧実用新案登録出願」という)を新実用新案法の規定の適用を受ける実用新案登録出願(以下「新実用新案登録出願」という)とすることができる。

（特許権等に関する訴え及び意匠権等に関する訴えに係る訴訟の管轄等に関する経過措置）

七号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいすれか遅い日から施行する。

第三条 この法律の施行の際現に係属している特許権、实用新案権、回路配置利用権又はプログラムの著作物についての著作者の権利に関する訴え（第四項において「特許権等に関する訴え」という。）及び意匠権、商標権、著作者の権利（プログラムの著作物についての著作者の権利を除く。）、出版権、著作隣接権若しくは育成者権に関する訴え又は不正競争（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第一項に規定する不正競争をいう。）による営業上の利益の侵害に係る訴えに係る訴訟の管轄及び移送については、なお從前の例による。

2 この法律の施行の際現に係属している事件については、第一条の規定による改正後の民事訴訟法第二百六十九条の二及び第三百十条の二並びに第二条の規定による改正後の特許法第百八十二条の二（第三条の規定による改正後の実用新案法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

3 特許法等の一部を改正する法律附則第二条第九項の規定によりなお從前の例によることとされる同法第一条の規定による改正前の特許法第一百七十八条第一項の訴えであつて特許異議の申立てについての取消決定又は特許異議申立書の却下の決定に対するものに係る事件については、前項に定める場合を除き、第二条の規定による改正後の特許法第八百八十二条の二の規定を適用する。

（実用新案法に関する経過措置）

第五条 この法律の施行の日前が特許法等の一部を改正する法律の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間ににおける実用新案法第四十七条第二項の規定の適用については、同項中「第八百八十二条」とあるのは「第八百八十二条の二」と、「及び裁判の正本の送付」とあるのは、「裁判の正本の送付及び合議体の構成」とする。

2 前項の場合には、この法律の施行の際現に係属している事件については、同項において読み替えて適用する実用新案法第四十七条第二項において準用する第二条の規定による改正後の特許法第八十二条の二の規定は、適用しない。

二
附則
平成一六年六月四日法律第七九號抄

附則（平成一六年六月四日法律第七九
第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条の規定 公布の日

二 第一条中特許法第九十九十五条第七項の改正規定、第二条中実用新案法第五十四条第六項の改正規定及び第三条中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第十四条から第十六条までの改正規定並びに附則第四条第一項の規定（公布の日又は平成十六年四月一日のいずれか遅い日）

（実用新案法の改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定（実用新案法第五十四条第六項の改正規定を除く。）による改正後の実用新案法の規定は、この法律の施行後にする実用新案登録出願について適用し、この法律の施行前にした実用新案登録出願については、なお從前の例による。（政令（の委任））

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののは、政令で定める。

附 則（平成一六年六月一八日法律第一二〇号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。
(経過措置の原則)

第二条 この法律による改正後の裁判所法、民事訴訟法、民事訴訟費用等に関する法律、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、不正競争防止法及び著作権法の規定（罰則を除く。）は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前のこれらの法律の規定により生じた効力を妨げない。
(特許法等の一部改正に伴う経過措置)

第三条 次に掲げる規定は、この法律の施行前に、訴訟の完結した事件、第一審である高等裁判所又は地方裁判所における口頭弁論が終結した事件及び簡易裁判所の判決又は地方裁判所が第一審としてした判決に対しても上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をした事件については、適用しない。

一 第四条の規定による改正後の特許法（以下この条及び附則第五条第二項において「新特

一 第四条の規定による改正後の特許法（以下の「新特許法」という。）第一百四条の三及び第一百五十五条の四から第一百五十五条の六までの規定（新特許法、第五条の規定による改正後の実用新案法（第三号において「新実用新案法」という。）、第六条の規定による改正後の意匠法（次号において「新意匠法」という。）及び第七条の規定による改正後の商標法（同号において「新商標法」という。）において準用する場合を含む。）

二 略
(施行期日)
五号抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（政令への委任）

第五条 附則第二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めることとする。

附 則（平成一八年六月七日法律第五五号）抄
(施行期日)
一 略

二 第一条中意匠法第二条第三項、第三十八条第一項、第四十四条の三及び第五十五条の改正規定、第六十九条の見出しを削る改正規定、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに第七十四条の改正規定、第二条中特許法第二条、第一百一条、第一百十二条の三及び第一百七十五条の改正規定、第一百九十六条の見出しを削る改正規定、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに第二百一条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同条の改正規定、第三条の規定、第四条中商標法第二条第三項、第三十七条及び第六十七条の改正規

定、第七十八条の見出しを削る改正規定、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の改

（実用新案法の改正に伴う経過措置）

第四条 第三条の規定による改正後の実用新案法
第二条、第二十八条、第三十三条の三及び第四
十四条の規定は、一部施行日以後にした行為に
ついて適用し、一部施行日前にした行為につい
ては、なお従前の例による。

（罰則の適用に関する経過措置）

第十一條 この法律の施行前にした行為に対する
罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第十四條 附則第二条から第十一条まで及び前条
に定めるものほか、この法律の施行に関し必
要な経過措置は、政令で定める。

**附 則 （平成二〇年四月一八日法律第一
六号）抄**

一 附則第六条の規定 公布の日

（施行期日）

二 略

**三 第一条中特許法第二十七条第一項第一号及
び第九十八条第一項第一号の改正規定、第二
条中実用新案法第四十九条第一項第一号の改
正規定、第三条中意匠法第六十一条第一項第
一号の改正規定並びに第四条中商標法第六十
八条の二十七第一項及び第二項の改正規定
平成二十年九月三十日**

（実用新案法の改正に伴う経過措置）

第三条 新実用新案法第十条第一項ただし書及び
第六項の規定は、この法律の施行の日以後に拒
絶をすべき旨の最初の査定の謄本が送達され
る特許出願について適用し、この法律の施行の日
前に拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達
があつた特許出願については、なお従前の例に
よる。

（新実用新案法第十条第二項ただし書及び第七
項の規定は、この法律の施行の日以後に拒絶を
する。）

れた国際実用新案登録出願については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の特許法第七百七条第一項、实用新案法第三十一条第一項、意匠法第四十二条第一項並びに第六十条の二十一第一項及び第二項、商標法第四十条第一項及び第二項、第四十一条の二第一項及び第七项、第六十五条の七第一項及び第二項並びに第六十八条の三十第一項及び第五項並びに特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律第十八条第二項の表一の項第三欄及び二の項第三欄の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年五月一五日法律第四八号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第六十条中商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第五十二条第二項の改正規定及び附則第百二十五条の規定(公布の日)

(罰則に関する経過措置)

第一百二十四条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第一百二十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号)抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、政令で該各号に定める日から施行する。

（施行期日）

（号）抄

（施行期日）

（号）抄

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、政令で該各号に定める日から施行する。

（政令への委任）

別表 (第五十四条関係)		第一	第二	第三	第四	第五	第六	第七	第八	第九	第十
一 実用新案登録出願をする者	納付しなければならない者	二	三	四	五	六	七	八	九	十	二
一万四千円	金額	第四十八条の五第一項の規定により手続をすべき者	第四十八条の十六第一項の規定により申出をする者	第四十八条の五第一項において準用する者	第四十八条の五第一項の規定による期間の延長を請求する者	実用新案技術評価の請求をする者	実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正をする者	明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正をする者	明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正をする者	明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正をする者	審判又は再審への参加を申請する者

二十	審判又は再審への参加を申請する者
二十一	一万四千円

二十二	一万四千円
二十三	五千五百円

二十一	四万二千円
二十二	四千二百円
二十三	一万四千円
二十四	四千二百円
二十五	一万四千円

二十六	四万二千円
二十七	四千五百円
二十八	四千五百円
二十九	四千五百円
三十	四千五百円